

地域防災計画

「災害に強いかすみがうら市」を目指して

地域防災計画とは

かすみがうら市地域防災計画は、災害対策基本法第四十二条に基づき、作成したものです。この計画は、予防・応急と復旧対策を適切に実施できるよう、あらゆる角度から総合的に計画されています。

災害発生時には、市災害対策本部を中心に市・防災関係機関・ライフライン事業者・他自治体などと連携・協力し、市民の皆さまの生命、身体、財産を守るために持てるすべての機能を有効に発揮していきます。

計画の対象とする災害

大雨・台風、地震、航空機事故、鉄道事故、道路での大規模な事故、危険物の漏洩、流出、爆発、大規模な火災などです。

地域防災計画の概要

○風水害対策・震災対策
計画の方針、想定される被害、事

エアートント
およそ1分でテント支柱に空気を送り出来上がる。
災害時には、臨時の救護所や指揮本部などとして活用される。



前の備え、発生した場合の対応、復旧・復興に必要な制度や措置について次のような事項を定めています。

・市民への災害予防、また災害応急対策などに関する防災知識の普及と高揚

・防災訓練の実施や自主防災組織の結成促進

・食糧供給、給水などの被災者支援
・災害時の要援護者対策

また、風水害対策、震災対策などに関する資料をまとめています。

その他の災害

○航空災害、鉄道災害、大規模な火災などの各種災害に対して、予防計画や応急対策などを定めています。

災害が発生したら

災害が発生、または発生の恐れがある場合に、四段階に分けた配備体制をとり、それぞれに応じた職員の動員体制を定めています。

また、災害時、特に地震においては初期の対応が重要になることから、全職員に初動マニュアルを配布し、迅速に対応できるように備えています。

復旧作業

被災した建築物や公共施設、ライフラインの安全性に関する確認を行う

なうとともに、被災地の清掃、防疫活動を行なうために必要な措置について定め、被災後の二次災害の発生を防ぎ、被災した地域の速やかな復旧を図ります。

緊急地震速報

気象庁では、十月一日から震源や地震の規模などを測定し、大きな揺れが迫っていることをお知らせする「緊急地震速報」を開始します。（技術的な限界により、情報の提供が間に合わない場合があります。）

「詳細」

・水戸地方気象台防災業務課

☎〇二九・一二四・一一〇六

・気象庁ホームページ

<http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EFW/kaisetsu/index.html>

「防災マップ」を配布します

市では、避難所・避難場所や危険箇所に加え、災害に対する事前の備え、実際に災害が起こった時の行動マニュアルを掲載した「防災マップ」を作成し、全世帯への配布を予定しています。

国民保護計画

武力攻撃やテロから市民を守るために

国民保護計画とは

国民保護計画とは、武力攻撃事態や緊急対処事態に、迅速・的確に国民保護措置を行なうため、各自治体であらかじめ作成するものです。

平成十六年九月に施行された「国民保護法」や、平成十七年三月に閣議決定された「国民の保護に関する基本指針」に基づき作成したもので、

計画には、国民保護措置の実施体制、避難や救援に関する事項、普段から備えておくべきことなどを掲載しています。

国民保護計画の概要

○平素からの備えや予防事項

- ・非常時の連絡体制の確保や関係機関との連携体制の整備
- ・国民保護についての研修、訓練の実施
- ・避難・救援に関する基礎的資料の常備、国民保護措置に必要な物資や資材の備蓄
- ・生活関連施設の警戒の強化
- ・国民保護に関する啓発

○武力攻撃事態などへの対処事項

- ・武力攻撃事態などが認定される前でも、市独自の緊急事態連絡室を設置し、初動体制を確立する。
- ・迅速かつ的確に県からの警報の通知の伝達と避難の指示を行なう。
- ・茨城県をはじめ、関係機関と連携して、被災地や避難地域の収容施設の供与、生活必需品の供与、医療の提供などの救援を実施する。
- ・開設した避難所や関係機関からの情報収集などにより、安否情報の収集を行なうとともに、安否情報の照会が不当な目的によるものではないと認めるときは、安否情報の

○緊急対処事態への対処

緊急対処事態における警報の伝達を、警報の伝達の対象となる地域住民や地域に所在する施設の管理者などに行います。その他の対応は、武力攻撃事態などへの対処と同じです。

基本方針で想定する「武力攻撃事態」

武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより一概にはいえませんが、国民の保護に関する指針においては、4つの類型を想定し、国民の保護のための措置の実施にあたって留意すべき事項を決めています。

「着上陸侵攻」「弾道ミサイル攻撃」「ゲリラ・特殊部隊による攻撃」「航空攻撃」



基本方針で想定する「緊急対処事態」

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、または発生する明らかな危険が切迫している場合、国民の生命、身体、財産を保護するため、国家として緊急に対処することが必要な事態をいいます。

「燃料貯蔵施設、多数が集まる施設、輸送機関への攻撃」「航空機などによる自爆テロ」



国民保護識別特殊標章



国民保護措置に係る職務、業務または協力を行なう者や、場所、車両などを識別する国際的な特殊標章。

武力攻撃事態時などの国民の保護のための仕組み

〔国・地方公共団体・指定公共機関などが相互に連携します〕

国民の保護のための措置は大きく、「避難」、「救援」、「武力攻撃災害への対処」の三つから構成されます。

警報が発令されたら、ドアや窓を全部閉め、ガス、水道、換気扇を止めて、各種情報媒体から、情報収集に努めましょう。

指定公共機関

国や地方と協力して、国民の保護のための措置を実施する機関。
日本赤十字社や日本放送協会（NHK）の

ほか、電力会社、ガス会社などが政令で指定されています。
警報の放送や避難住民の運送などの役割を担います。



国

○武力攻撃事態などに対する警報の発令
○住民の避難が必要な地域・避難先となる地域などの指示

県

○警報を市へ通知
○住民の避難が必要な地域・避難先となる地域などの指示

市

○広報車両や防災行政無線などで警報を伝達
○避難の指示と住民の誘導（警察・自衛隊などに誘導を要請）

住民

○消防庁長官による消防に関する指示など
○大規模または特殊な武力攻撃災害への対処
○生活関連などの施設の安全確保

救 援

○救援の指示

○食品・生活必需品などの供与
○収容施設の供与
○衣料品の提供

○救援活動は、県知事が中心となり、市と日本赤十字社が協力

避 難

武力攻撃災害への対処

○武力攻撃災害の防御
○応急措置の実施（警戒区域の設定・退避の指示など）
○緊急通報の発令

○消火・被災者の救助など
○応急措置の実施（警戒区域の設定・退避の指示など）

○国民保護法に規定されている住民の協力
「国民は、国民の保護のための措置の実施に監視協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする」
「国民の協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない」
（国や地方公共団体は、住民の自主的な防災組織やボランティアによる国民の保護活動に対し、支援します。）

○復旧作業 ・応急の復旧

施設の被害状況について緊急点検を実施し、被害の拡大防止と被災者の生活確保を最優先に行ないます。
道路・ライフラインなどについて被害状況を把握し、速やかに応急の復旧を行ないます。

・武力攻撃災害の復旧

本格的な復旧は、国が財政上の措置や各種支援制度の整備、国全体としての復旧方針を示します。市は、この方針に基づき、県と連携し生活基盤などの迅速な復旧を行ないます。

計画の問い合わせ先

「市地域防災計画」と「市国民保護計画」の問い合わせは、総務課 ☎内線一五二五

計画の閲覧場所

「市地域防災計画」と「市国民保護計画」の全文は、次の施設または、市のホームページで閲覧することができます。

- 総務課（千代田庁舎内）
- 霞ヶ浦庁舎総務課
- 市ホームページ
- 『行政情報』↓『まちづくり計画』から参照